

## 一宮市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、一宮市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、一宮市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌に民間企業等の情報発信を組み込み、新たな図書資料を確保することにより、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

### (制度の内容)

第3条 広告を表示する者（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、購入した雑誌を図書館に配架する。

- 2 スポンサーが購入した雑誌の配架位置は、図書館が決定する。
- 3 図書館は、提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を表示し、提供雑誌の最新号カバー裏面にはスポンサーの希望により広告を掲載する。

### (スポンサーの対象)

第4条 スポンサーは、要綱第2条ただし書各号に該当しないものとする。

### (広告内容の基準)

第5条 広告内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

### (雑誌の選定)

第6条 スポンサーは、図書館の雑誌リストから提供する雑誌を選定し、スポンサーのイメージに合致する雑誌かどうかを市と協議する。

### (広告の規格)

- 第7条 提供雑誌の最新号カバー表面については、縦3cm、横13cm以内のサイズとする。
- 2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、カバーに収まるサイズとする。
  - 3 提供雑誌を置く棚等の広告は、裏面のものと同様で、サイズはA4以内とする。

### (スポンサーの募集)

第8条 スポンサーの募集は、市広報紙、市ホームページ及び図書館に掲載して行う。

### (申込み及び決定)

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、一宮市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1）（以下「申込書」という。）と広告図案を市長に提出するものとし、同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、抽選とする。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市有料広告審査会に付して広告掲載の可否を決定し、一宮市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により決定を受けたスポンサーが、広告の内容を変更する場合は、一宮市立図書館雑誌スポンサー広告内容変更申込書（様式第3）（以下「変更申込書」という。）及び広告図案を市長に提出するものとし、前2項の手続きを準用する。なお、広告の変更は1回まで可能とする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、申込みは電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申込みを行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。
- 5 前項の規定により行われた申込みについては、様式1により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。
- 6 第4項の規定により行われた申込みは、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに市長に到達したものとみなす。

（覚書）

第10条 スポンサーは、スポンサーに決定した場合、一宮市及び一宮市立図書館指定納入業者（以下「納入業者」という。）と覚書（様式第4）を交換する。

（購入代金の支払方法）

第11条 雑誌購入代金の支払は、納入業者に直接支払うものとする。

- (1) 支払は、当該年度の3月分までの代金を一括先払いとする。スポンサー期間を継続する場合は、継続前に一括先払いとする。
- (2) スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（広告内容の確認等）

第12条 市長は、広告内容が申込書（変更申込書を含む。）の記載内容に相違ないこと、及びこの要領の規定に抵触していないことを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、広告内容が申込書（変更申込書を含む。）の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めたときは、スポンサーに対して広告内容の変更を求めることができる。

（広告掲載の責務）

第13条 スポンサーは、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを図書館に対し保障するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

4 スポンサーは、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 雑誌代金の支払がなく、雑誌が提供されなかったとき。
- (2) 第4条の規定に抵触するに至ったとき。
- (3) 第12条第2項の規定による変更をスポンサーが行わなかったとき。
- (4) 広告内容がこの要領の規定に抵触していると認めたときで、第12条第2項の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項により広告掲載を取り消すときは、一宮市立図書館雑誌スポンサー取消通知書(様式第5)により通知するものとする。

(広告の掲載期間)

第15条 広告の掲載期間は、市が掲載を決定し、雑誌が提供された日から当該年度の3月末日までに提供された最新号雑誌の次号発行日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、市又はスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 解約の意思表示をしようとする者は、一宮市立図書館雑誌スポンサー解約申込書(様式第6)を解約の2ヶ月前までに市長に提出するものとする。

3 市が解約の意思表示をする場合は、一宮市立図書館雑誌スポンサー解約通知書(様式第7)を解約の2ヶ月前までにスポンサーに通知するものとする。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年12月20日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年2月19日から施行する。